各所属回答状況一覧表（個人市民税、法人市民税、軽自動車税、事業所税）

減免内容				危機管理室	市民局	福祉局	健康局	こども青少年局	此花	中央	大正	天王寺	淀川	東淀川	旭	平野	西成
個人市民税	条例第45条第1項	第1号	生活扶助受給者等			○											
		第2号	失業者 〔単身者の場合：所得115万円・145万円以下〕														
		第3号	所得減少者 〔単身者の場合：所得115万円・145万円以下〕														
		第4号	障がい者・未成年者・寡婦(夫) 〔所得150万円以下〕			○	○	○									
		第5号	学生・生徒 〔所得65万円・125万円以下〕														
		第6号	相続人 〔単身者の場合：所得115万円・145万円以下〕														
	条例第45条第2項		災害被災者	○									○				
	条例第45条第4項第1号		公益事業に係る事務所等所有者														
法人市民税	条例第45条第4項	第2号	一般社団・財団法人（非営利型法人）			○											
			公益社団・財団法人(収益事業を行わない場合)			○											
		第3号	認可地縁団体(収益事業を行わない場合)			○			○	○	○	○	○	○	○	○	
		第4号	特定非営利活動法人(収益事業を行わない場合)		○	○											
		第5号	清算中の法人														
軽自動車税	条例第90条第1項		災害減免														
	規則第4条の4第1項	第1号	身体障がい者等専用車両（自己所有）			○	○										
		第2号	身体障がい者等専用車両（生計同一人所有）			○	○										
		第3号	身体障がい者等専用車両（特殊仕様車両）			○	○										
		第4号	宗教法人			○											
			社会福祉法人			○											
事業所税	規則第4条の5第1項	第1号	教科書の発行の事業の用に供する施設														
		第2号	劇場等に係る施設														
		第3号	指定自動車教習所														
		第4号	酒類の保管のための倉庫														
		第5号	タクシー事業用施設で保有台数250台以下のもの														
		第6号	織物の保管の用に供する施設														
		第7号	ビルメンテナンス事業の用に供する施設														
		第8号	列車内における食堂等の事業の用に供する施設														
		第9号	古紙回収事業の用に供する施設														
		第10号	家具の保管の用に供する施設														
		第11号	倉庫業の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業の用に供する上屋														
		第12号	市長が特に定めるもの （簡易宿所営業の用に供する施設）														○